

## 武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・ 武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定方針

### 1 策定基本方針

#### (1) 基本的な考え方

地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、地方公共団体は、地域の実情に応じて教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める必要がある。

武蔵村山市では、平成29年3月に武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下「教育大綱」という。）・武蔵村山市第二次教育振興基本計画（以下「第二次教育振興基本計画」という。）を策定した。この教育大綱・第二次教育振興基本計画が令和3年度末をもって終期を迎えることから、新たな教育大綱及び教育振興基本計画を策定する必要がある。

新たな教育大綱及び教育振興基本計画は、国の第3期教育振興基本計画を踏まえつつ、武蔵村山市第五次長期総合計画を基本として策定する。

#### (2) 教育大綱

ア 予算編成・執行や条例提案などの重要な権限を有している市長が教育大綱を定めることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図る。

イ 教育大綱は、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める。

#### (3) 第三次教育振興基本計画

ア 本計画は、教育大綱及び第二次教育振興基本計画の基本理念を踏まえ、本市の教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、本市の教育の目指すべき姿を明らかにし、「第二次教育振興基本計画」に続く5年の中で取り組む基本的な施策の方向性及び重点施策を示すものとする。

イ 本計画は、国や東京都など関係機関による計画や法律との整合性に留意する。

### 2 対象期間（教育大綱及び第三次教育振興基本計画）

令和4年度から令和8年度まで

### 3 策定体制

#### (1) 教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会

##### ア 所掌事務

(ア) 教育大綱の素案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を市長に報告する。

(イ) 教育振興基本計画の素案の作成に関し必要な事項を検討し、その結果を教育委員会に報告する。

イ 構成

有識者、小・中学校長、市民団体及び公募による委員 合計 11 人

有 識 者	大学教授（予定）
	教育委員会委員から 1 人
関係機関	小・中学校校長会 小学校・中学校から各 1 人
市民団体	社会教育委員
	スポーツ推進委員
	公民館運営審議会委員
	市公立学校 P T A 連合会 小学校・中学校から各 1 人
公 募	2 人

(2) 教育大綱策定委員会

ア 所掌事務

庁内に設置する教育大綱策定委員会は、教育大綱の原案を策定し、市長に報告する。

イ 構成

構 成 員	
(委 員 長)	副市長
(副委員長)	教育長
(委 員)	企画財政部長、教育部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、健康推進課長、子ども青少年課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、防災食育センター整備担当課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長

(3) 教育振興基本計画策定委員会

ア 所掌事務

庁内に設置する教育振興基本計画策定委員会は、基本計画の原案を策定し、教育委員会に報告する。

なお、専門的な調査・研究を行わせるため、専門部会を置く。

《検討内容》

- 教育委員会内他計画との整合性
- 分野ごとの主要施策の整理・検討
- 市民意見の反映 など

## イ 構成

委員会及び部会	構 成 員
策定委員会	(委員 長) 教育長 (副委員長) 教育部長 (委 員) 企画財政部長、学校教育担当部長、防災安全課長、協働推進課長、健康推進課長、子ども青少年課長、児童担当課長、子ども子育て支援課長、教育施設担当課長、指導・教育センター担当課長、学校給食課長、防災食育センター整備担当課長、文化振興課長、スポーツ振興課長、図書館長
学校教育部会	(部 会 長) 指導・教育センター担当課長 (副部会長) 教育施設担当課長 (委 員) 子ども青少年課係長、子ども子育て支援課係長、教育総務課係長、教育総務課教育施設係長、教育指導課係長、学校給食課係長
生涯学習部会	(部 会 長) 文化振興課長 (副部会長) スポーツ振興課長 (委 員) 企画政策課係長、文化振興課係長（2名）、スポーツ振興課係長、図書館係長

## 4 市民意見

市民からの意見については、以下の方法により聴取するものとする。

### (1) 教育大綱・教育振興基本計画策定懇談会

市民の中から公募等により委員を選定し、教育大綱・第三次教育振興基本計画の素案について協議をしていただき、教育大綱の素案に関する検討結果については市長に報告し、第三次教育振興基本計画の素案に関する検討結果については教育委員会に報告する。

### (2) パブリックコメント

教育大綱及び第三次教育振興基本計画の素案を策定した後、ホームページ等により市民からの意見を求め、原案に反映させる。

## 5 策定スケジュール

別紙「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画策定スケジュール」のとおり